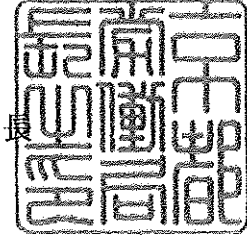




京労発基 0821 第 2 号
令和 5 年 8 月 21 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)との一体的運用を図るため、これまで 9 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、じん肺有所見者数は、減少し、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要となっています。

このような状況を踏まえ、別紙のとおり、引き続き、第 10 次粉じん障害防止総合対策(京都労働局版)(「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を含む)を推進することとしたので、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨をご理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知とともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

※京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷しています。

第1 目的

本総合対策は、じん肺新規有所見労働者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び当局が実施する事項を定めるとともに、労働者の安全と健康を守るため、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、事業者に対して、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置のほか、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等といった粉じんによる健康障害を防止するための自主的な取組を適切に実施することを促し、もって粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、一般的に遅発性疾病であるじん肺に対して長期的に取り組んでいくことの必要性を鑑みれば、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要であり、次の5つ事項を実施、取り組む必要があり、それらを踏まえて、重点事項とする。

- 1 業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底並びに粉じんの有害性と対策の必要性の認識について周知及び指導等を実施する。

特に、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行されるところであり、その定着に取り組む。

- 2 令和3年4月から施行されたずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用も含め、引き続き、ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む。
- 3 粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組む。
- 4 離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き、推進する。
- 5 「屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくは、ばり取り作業」及び「屋外における鉱物等の破碎作業」に係る粉じん障害防止対策等について、引き続き、推進する。

上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- (1) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) じん肺健康診断の着実な実施
- (4) 離職後の健康管理の推進
- (5) 「屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくは、ばり取り作業」及び「屋外における鉱物等の破碎作業」に係る粉じん障害防止対策等の推進

第4 労働基準行政の実施事項

1 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じんの有害性や、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。

特に、重点事項である「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康管理実施状況報告が未提出の事業場に対しては、提出するよう指導する。

また、監督指導等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図る。

2 計画の届出の徹底及び適正な審査

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査を行う。

また、ずい道等建設工事に係る計画の届出がなされた際には、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。)に沿った計画となっているか確認する。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の着用

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記1及び2の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用に当たっては、電気機械器具の一種であることに鑑み、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)に適合した電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用を要請する。

また、ずい道等建設工事においては、要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用及び作業主任者の職務について、必要な指導を行う。

4 関係団体等に対する指導等の実施

(1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する要請等

京都府内の各労働災害防止団体、関係事業者団体等に対し、構成事業場に対し、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度を周知するとともに、構成事業場においても、労働者や関係請負人(一人親方等を含む。)に対して、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容を周知することを要請する。

また、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して、粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

(2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び

粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間の準備期間となる9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

イ 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的を実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

5 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、京都産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業(事業場訪問を含む。)等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による技術的援助を行う。

6 ずい道等建設工事の発注者に対する要請等の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講じることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の「建設工事関係者連絡会議」等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」(令和3年4月)についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

(別添)

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

京 都 労 働 局

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置等を講じなければならない。

また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

なお、じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要であり、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進する必要があること、粉じん則等が改正され、坑内作業場における粉じん障害防止対策の強化等がなされたこと、また、じん肺所見が認められる労働者及び離職時又は離職後にじん肺所見が認められる者の健康管理措置を進める必要があること、引き続き、屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくは、ばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止等の推進を図る必要がある。

上を踏まえ、第10次粉じん障害防止総合対策においては、次の事項を重点事項として、主としてこれら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

- (1) 「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」
- (2) 「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」
- (3) 「じん肺健康診断の着実な実施」
- (4) 「離職後の健康管理の推進」
- (5) 「屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくは、ばり取り作業」及び「屋外における鉱物等の破碎作業における粉じん障害防止対策」

第2 具体的実施事項

1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 「保護具着用管理責任者」の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。

なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実にすること。

(3) 改正省令に関する対応

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)による改正において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられた(令和6年4月1日施行)ことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライ

ン」(平成12年12月26日付け基発第768号の2。以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。)に基づき、粉じん濃度が 2 mg/m^3 となるよう、措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」(令和3年4月)も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

ア 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

イ 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

ウ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道粉じん対策ガイドライン記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成31年3月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

ウ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対す

る健康管理教育のためのガイドライン」(平成9年2月3日付け基発第70号)に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について強く働きかけること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

3 じん肺健康診断の着実な実施

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年2月末日までにじん肺健康管理実施状況報告を提出すること。

また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。

4 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成29年3月策定。以下、「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業社は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

5 第9次粉じん障害防止総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」において、引き続き、重点的に講じる事項

京都府内の実情をみると、「屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくは、

ばり取り作業」及び「屋外における鉱物等の破碎作業」に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、事業者は、必要に応じ、これらの粉じん作業について、労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させること。

また、事業者は、その要旨について、当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」及び「粉じん対策の日」を活用した普及啓発等を実施すること。

6 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。

第74回 全国労働衛生週間

令和5年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高揚させ、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に昭和25年以降、毎年実施しており、今年で、第74回を迎えます。

10月1日から7日を「全国労働衛生週間」、9月1日から30日を「準備期間」として、それぞれの職場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、安全衛生パトロール・職場巡視の実施や労働衛生旗の掲揚及びスローガン、ポスターの掲示などの各種取組を実施しましょう。

※詳細な実施事項は、令和5年7月27日付け基発0727第1号「令和5年度（第74回）全国労働衛生週間の実施について」の同週間実施要綱（当局HP掲載他）をご覧ください。

令和5年度 全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

全国労働衛生週間中の主要行事として、令和5年10月4日(水)には、「令和5年度 京都産業保健セミナー」(会場：池坊学園「こころホール」参加費無料)を開催し、「産業医による職場巡視のポイント」、「化学物質の新たな規制の概要等」、「建設現場における労働衛生対策」をテーマとして具体的な対応などの講演を行いますので、是非ご参加下さい。

※セミナー案内は、(公社)京都労働基準協会、京都労働局ホームページ他から、「令和5年度 京都産業保健セミナー」と入力検索して下さい。

主唱 京都労働局・各労働基準監督署

協賛 (公社)京都労働基準協会

(公社)京都労働基準協会 各支部

(一社)京都府医師会

(一社)京都府歯科医師会

建設業労働災害防止協会 京都府支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 京都府支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 舞鶴港分会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 宮津港分会

(一社)日本ボイラ協会 京滋支部

(一社)日本クレーン協会 京都支部

(公社)建設荷役車両安全技術協会 京都支部

(一社)京都府溶接協会

京都府採石公災害防止連絡協議会

(公社)日本作業環境測定協会 京滋支部 京都分会

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 京都支部

京都衛生管理者会

京都産業保健総合支援センター

9月は、「職場の健康診断実施強化月間」、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」になります。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項（抜粋）



※詳細な実施事項は、令和5年7月27日付け基発0727第1号「令和5年度（第74回）全国労働衛生週間の実施について」の同週間実施要綱（当局HP掲載他）をご覧ください。

過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- ・時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- ・労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ・健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ・小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- ・中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- ・製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- ・SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- ・ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- ・危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- ・皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- ・特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ・塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

■職場のあんぜんサイト
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



■職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



メンタルヘルス対策の推進に関する事項

- ・事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
- ・衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- ・4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- ・労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- ・ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- ・職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- ・「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- ・産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- ・事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- ・身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- ・高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- ・労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- ・若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- ・ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

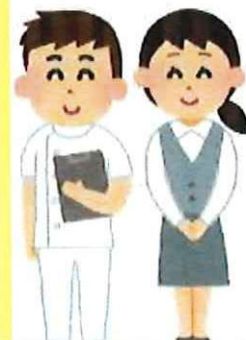
■動画
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■解説書
<https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf>



令和5年度 「京都産業保健セミナー」及び
「京都衛生管理者会総会」開催のご案内



共 催 (一社) 京都府医師会 (公社) 京都労働基準協会
京都衛生管理者会 (公財) 労災保険情報センター
京都産業保健総合支援センター
後 援 京都労働局

「京都産業保健セミナー」は、京都衛生管理者会が発足した平成15年度より、全国労働衛生週間中に、産業医ならびに衛生管理者・産業保健スタッフの皆様方を対象に産業保健関係のテーマを取り上げ開催しています。

今年度は、産業医による職場巡視のポイントについて、日新電機株式会社人事部健康管理グループ 統括産業医の古海勝彦氏に特別講演をお願い致しました。

つきましては、産業医、衛生管理者及び事業場内産業保健スタッフ等のもとより、各事業場において労働衛生業務に従事されている方々のご参加をお待ちしています。

なお、「京都衛生管理者会」会員の皆様方におかれましては、セミナー終了後に「京都衛生管理者会総会」の開催を予定しており、専門家をお招きして建設現場における労働衛生対策についての講演を計画致しましたので、併せて、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時： 令和5年10月4日 (水)

第1部 京都産業保健セミナー 14:30～16:55
第2部 京都衛生管理者会総会 17:00～17:35
第3部 京都衛生管理者会交流会 18:00～19:30

2. 場 所： 池坊学園 (洗心館地階) 「こころホール」 下京区四条室町鶏鉾町
※駐車場はありません

3. 内 容：

第1部 京都産業保健セミナー

◎講 演 「化学物質の新たな規制の概要等」

京都労働局労働基準部健康安全課

主任地方労働衛生専門官

山田 英輔 氏

◎特別講演 「産業医による職場巡視のポイント」

京都産業保健総合支援センター 産業保健相談員

※日新電機株式会社人事部健康管理グループ 統括産業医

古海 勝彦 氏

第2部 京都衛生管理者会総会

◎講 演 「建設現場における労働衛生対策」

株式会社大林組 京都 KIH 計画工事事務所

所長 松本 和也 氏

第3部 京都衛生管理者会交流会

6階第1会議室にて開催 (定員50名)

会費 2,000 円 (事前申し込みが必要)

4. 対 象 者： 産業医及び衛生管理者・産業保健スタッフ等

5. 定 員： 200名 (産業医100名、衛生管理者・産業保健スタッフ等100名)

6. 参 加 費： 無 料 (第3部は会費が必要)

7. 申込期日： 9月22日 (金)迄 ※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

8. その他： 「京都衛生管理者会」会員の方は、「衛生管理者・産業保健スタッフ手帳」をご持参願います。

【参加申込み方法】裏面の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、期日までに FAX または PDF を E-mail にて(公社)京都労働基準協会内 事務局 (担当：長谷川) 宛にお申し込みください。

TEL:075-353-3503 FAX:075-353-3510 E-Mail: hasegawa@kyoukiren.or.jp

FAX送付先

(公社) 京都労働基準協会 (京都衛生管理者会事務局・担当：長谷川) あて

FAX 番号：075-353-3510

※この参加申込書・太枠内の内容をすべて記入したメールも可 → 宛先 hasegawa@kyoukiren.or.jp
件名 産業保健セミナー参加

令和5年度 京都産業保健セミナー

京都衛生管理者会総会・交流会

令和5年10月4日(水)

池坊学園「こころホール」にて開催

参加申込書

事業所名		TEL		
		FAX		
◆記入例により参加希望に○をご記入ください。				
ふりがな 参加者氏名		氏名①	氏名②	氏名(記入例)
				えいせい たろう 衛生 太郎
第1部	京都産業保健セミナー 14:30~16:55 於：池坊学園(洗心館地階) こころホール	第1部	第1部	第1部 <input type="radio"/>
第2部	京都衛生管理者会 総会 17:00~17:35 於：池坊学園(洗心館地階) こころホール	第2部	第2部	第2部 <input type="radio"/>
第3部	京都衛生管理者会 交流会 18:00~19:30 於：池坊学園(洗心館6階) 第1会議室 (会費2,000円は、当日徴収)	第3部	第3部	第3部 <input type="radio"/>
○印願います。→		産業医・労働衛生担当者	産業医・労働衛生担当者	産業医 <u>労働衛生担当者</u>

●事前申込：9月22日(金)まで ※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

【お問い合わせ先】

京都労働基準協会	TEL 075-353-3503
京都産業保健総合支援センター	TEL 075-212-2600
京都労働基準協会 京都上支部	TEL 075-353-3513
京都労働基準協会 京都下支部	TEL 075-353-3523
京都労働基準協会 京都南支部	TEL 075-611-8286

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

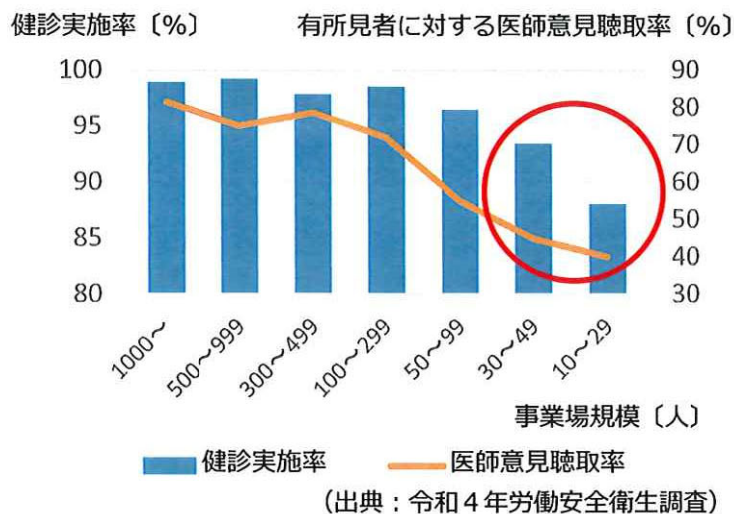
京都労働局 労働基準部 健康安全課

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について
(抜粋)

令和5年8月16日付け基安発0816第2号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職場での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等